

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第260条の46第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存または移転の登記をすることについて異議ある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和7年6月6日

新城市長 下 江 洋 行



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称	相寺自治会
区域	新城市作手白鳥字札ノ上、西、中ノ田、西貝津、ムカイ、八名川、北新井、上ノ平、カイツ、藪下、板橋、ウエ、北滝ノ沢、中荒井、宮下。 新城市作手清岳字新五良、老平。
主たる事務所の所在地	愛知県新城市作手白鳥字宮下9の1番地

2 不動産に関する事項

(1) 土地の地目、面積及び所在地

番号	地目	面積 (㎡)	所在地
1	山林	2809.00	新城市作手白鳥字上ノ平3番
2	山林	1560.00	新城市作手白鳥字上ノ平4番

(2) 権利関係

(1)の表の1及び2の土地は、市場自治会との共有関係にあり、(1)の表の1の土地の持分は相寺自治会2分の1・市場自治会2分の1、(1)の表の2の土地の持分

は相寺自治会 3 分の 2 ・ 市場自治会 3 分の 1 となっている。

(3) 所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

ア及びイは、同時に同一の土地について公告する相寺自治会及び市場自治会の構成員が混在している。

ア (1)の表の 1 の土地

氏名	氏名	氏名	氏名
鈴木重吉	黒谷文作	菅沼喜作	小林吉三郎
鈴木とみ	菊地源造	菅沼国造	小林長吉
森本市次郎	菊地利喜松	白井惣治郎	白井庄太郎
峰田恒治郎	菊地重松	白井吉次郎	真木勇松
鈴木品造	菊地音吉	林梅太郎	真木長重
峰田弥七	菅沼源吉	林庄次郎	白谷八百造
鈴木住治郎	菅沼源十郎	真木市十	白谷梅松
原田乙次郎	大西藤松	舩しま	大西平十
原田はま	菅沼為造	真木半十	紅谷多六
原田柳吉	生田由造	小林兼作	真木忠八
滝服政重	原田久次郎	中根金四郎	黒谷忠三郎
黒谷文次郎	小沢利八	小林竹次郎	鈴木重太郎

イ (1)の表の 2 の土地

所有者
寺林組共有惣代鈴木重太郎
桐月組共有惣代加藤半三郎
市場組共有惣代黒谷文吉

3 公告期間

令和 7 年 6 月 6 日から令和 7 年 9 月 6 日まで

4 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 2 条の 3 第 3 項及び別

記に規定する異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書の様式に必要な事項を記載し、不動産の登記事項証明書、住民票の写し及び登記関係者等であることを確認できる書類を添えて新城市市民協働部市民自治推進課へ提出してください。

5 関連する公告

2(1)の表の1及び2の土地は、相寺自治会及び市場自治会の共有関係にあることから、同一の不動産について市場自治会から提出された申請についても関連するものとして同時に公告をしている。